

社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会
役員及び評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人うるま市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条及び第25条に基づき、役員及び評議員の報酬に関して必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、本会定款第18条に定める会長、副会長、理事及び監事をいう。

2 評議員とは、本会定款第6条に定める評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員には、勤務形態や会議等の出席及び書面による決議等の状況に応じて別表のとおり報酬を支給する。

2 役員(会長・副会長及び常務理事、理事、監事)に対し、毎年度の総額が5,500,000円を超えない範囲を報酬として支給することができるものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 会長、副会長、常務理事に対する月額報酬の支払い時期は、毎月10日とする。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日とする。

2 役員又は評議員が理事会、評議員会等に出席した場合の日額報酬の支払いは、理事会又は評議員会等のあった日とする。

3 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申出があった場合は、本人名義の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差引き支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃については、評議員会の議決を得なければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月28日から施行する。

2 平成19年11月14日から施行の「役員・各種委員等の報酬、謝礼金及び費用弁償に関する規程」は廃止する。

附 則

3 この規程は、令和4年2月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

○ 役員及び評議員の報酬

	種 類	報 酬		支給の事由
		区 分	金 額	
1	会 長	月 額	70,000 円	
		日 額	4,000 円	理事会、評議員会等への出席 ただし、書面による決議の場合は半額
2	副会長	月 額	20,000 円	
		日 額	4,000 円	理事会、評議員会等への出席 ただし書面による決議の場合は半額 会長代理で行事等への出席
3	常務理事	月 額	250,000 円	月額を上限とする。
4	理 事	日 額	4,000 円	理事会、評議員会等への出席 ただし書面による決議の場合は半額 会長代理で行事等への出席
5	監 事	日 額	4,000 円	理事会、評議員会等への出席 ただし書面による決議の場合は半額
			8,000 円	監査の実施
6	評議員	日 額	4,000 円	評議員会への出席 ただし書面による決議の場合は半額